

# 令和3年度緊急農業経営安定対策資金

## 減収相当額<sup>※</sup>（稲作）を

（※JAの基準を基に算出）

## 2年間実質金利

# 0.5%

## でご融資いたします。

津南町では今年、登熟期の天候不良により、収量が減少する結果となりました。そこで、農業経営と生活の安定に大きな打撃を受ける稲作農家の皆様を支援するため、特別融資を実施することとなりました。

金利助成することにより、農家の皆様の金利負担を軽減した融資です。どうぞご利用ください。




みのりある明日のために…  
JA津南町は  
がんばる農家を応援します。



|          |   |
|----------|---|
| 1.貸出対象者  | 農業者（稲作）法人および団体を含む   |
| 2.資金使途   | 農業経営の安定に必要な資金   |
| 3.貸出限度額  | 2,000万円（農業減収相当額※まで）※原則下記①～③の合計額の範囲内<br>①令和3年産米仮渡金単価と令和2年産米仮渡金単価の差額に令和3年産米のJAへの出荷数量または出荷契約数量を乗じた額（価格下落分）<br>②今年度の1等米と2等米以下の仮渡金単価差額に、2等米以下の各等級の販売数量（見込を含む）を乗じた額（品質低下分）<br>③平年作と比べた10aあたり平均収量の減少分に今年度産米作付面積および仮渡単価を乗じた額（収量減少分） |
| 4.貸出期間   | 10年以内（うち据置期間2年以内）   |
| 5.返済方法   | 元金均等 年1回償還  |
| 6.貸出金利   | 年1.50%（実質0.5%※ 貸付実行後2年間）※利子助成後の実質金利   |
| 7.必要書類   | 原則として全量JA出荷者については不要<br>（減収額の算出根拠資料、所得証明等が必要となる場合があります）  |
| 8.取扱期間   | 令和3年10月1日～令和4年3月31日まで<br>（取扱期間内に実行した案件が対象となります）   |
| 9.利子助成   | 基準金利を助成して農業者の金利負担を軽減いたします   |
| 10.保証・担保 | 原則として新潟県農業信用基金協会の債務保証<br>（必要に応じて担保を徴求させていただく場合があります）  |

お問合せは

『緊急融資』についてと…、  
お気軽におたずねください。

 津南町農業協同組合  
金融部 信用課 025-765-3122